定期監査の結果

1 監査の期間

平成27年3月3日から平成27年3月20日

2 監査の対象

(1) 対象部課

地域振興部地域支援協働課及び市民課

(2) 対象期間

平成26年4月1日から平成27年1月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、 事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問によ る審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執 行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 地域支援協働課

- ア 福地駅駐車場使用料の収入事務において、年度当初又は契約締結時に調定せず、収納時に事後調定していた。また、六万石くるりんバス広告掲載料においても同様に、 債権確定時に調定せず、収納時に事後調定していた。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。
- イ にしお市民活動センター消防用設備器具点検業務委託契約締結事務において、見積 書に添付された積算の内訳を確認したところ、点検の数量が各業者間で相違していた。 事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵 守した事務を遂行されたい。
- ウ 吉田地区コミュニティセンターの管理において、閉館時の点検結果が「否」である にもかかわらず、措置が何もされていなかった。当センターは公の施設であり、市民 が広く利用するものであるため、その管理を徹底されたい。

(2) 市民課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、 法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

- (ア) 契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に係る解除に関する事項、個人情報の取扱いに関する事項が明記されていないものがあった。
- (4) 変更契約書に発注者である市長の公印が押印されていなかった。
- (ウ) やすらぎ苑の空調設備保守管理業務又は自動扉保守点検業務委託契約締結事務に おいて、見積書に記載された積算の内訳を確認したところ、対象となる設備の規格 又は点検の数量が各業者間で相違していた。
- イ 住民票発行手数料等の歳入で、年度区分を誤って歳入しているものがあった。また、 市民課作成の月計表と財務会計の課別科目別歳入予算執行状況表とを照合していない ため、月末日分の収入に差異が生じていた。事務の執行にあたっては、法令等で基本 的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。
- ウ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあった。労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩を与える必要があるため、労働 基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。
- エ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間の支給区分の適用誤りにより、 手当額を誤って支払っていた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。